

高知県産業教育振興会会則

創 立	昭和 17 年	1 月 10 日
会則改正	昭和 24 年	12 月 6 日
〃	昭和 32 年	5 月 13 日
〃	昭和 36 年	8 月 16 日
〃	昭和 42 年	4 月 22 日
〃	昭和 44 年	5 月 18 日
〃	昭和 48 年	5 月 5 日
〃	昭和 50 年	5 月 9 日
〃	昭和 51 年	6 月 5 日
〃	平成 8 年	5 月 10 日
〃	平成 9 年	5 月 10 日

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は高知県産業教育振興会と称し、事務所を高知市本町 4 丁目 1-49 文教会館内に置く。

第 2 条 本会は産業及び教育関係者の協力によって本県産業教育の振興を図るをもって目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 産業界と教育界の連携
2. 産業教育に関する調査研究ならびに振興対策の樹立促進
3. 財団法人産業教育振興中央会、全国産業教育振興連絡協議会との連絡
4. 研究協議会、研究発表会、技術協議会、講習会、講演会等の開催
5. 教員ならびに生徒の研究、視察、見学等に対する助成
6. 産業教育功労者、優良卒業生、優良従業員の表彰
7. 機関誌の発行
8. その他本会の目的を達成するに必要と認める事業

第 2 章 会 員

第 4 条 本会の目的に賛同する個人および団体は会員となることができる。

第 5 条 会員を分けて次の 4 種とする。

- 1 名誉会員 本会功労者、学識経験者ならびに産業教育関係官公史で会長より推薦するもの
- 2 特別会員 会費年額 1 万円以上の団体または個人
- 3 普通会員 会費年額 団体 2,000 円以上
個人 2,000 円以上
- 4 学校会員 産業高等学校（職業課程をおく学校を含む）
会費年額 職員・全日制生徒 150 円、定時制生徒 100 円

第 3 章 役員、顧問および職員

第 6 条 本会に次の役員および顧問をおく。

- 1 会 長 1 名
- 2 副会長 5 名
- 3 理事長 1 名
- 4 常任理事 若干名
- 5 理 事 若干名
- 6 監 事 2 名

7 顧問 若干名

第7条 役員の選出は次のとおりとする。

- 1 会長、副会は、理事会で推薦し、総会で承認する
- 2 理事長、常任理事は理事会で互選する
- 3 理事および監事は総会で会員中より選出する

第8条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長 本会を代表し、会務を総理する
- 2 副会長 会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する
- 3 理事長 本会の会務を総理する
- 4 常任理事 理事長と協力し会務を執行する
- 5 理事 理事会を組織し会務の執行に必要な事項を議決する
- 6 監事 本会の会務、事業および会計を監査する

第10条 顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。顧問は重要な事項について会長の諮問に応ずる。

第11条 本会に主事その他の事務員をおくことができる。事務員は会長が任免する。

第4章 会 議

第12条 本会の会議は総会、理事会および常任理事会とする。

総会は毎年1回とし、会務の報告、予算の決議、決算の承認、会則の改正等を審議決定する。ただし、理事会が必要と認めたときは臨時に開催することができる。理事会および常任理事会は必要に応じ会長が召集し、会務を議定処理する。

第13条 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第5章 部 会

第14条 本会に下記の部会を設け、各部に部長および幹事をおく。

農業部会、工業部会、商業部会、水産部会、家庭部会、看護部会
部会に関する規定は別に定める。

第6章 会 計

第15条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第17条 本会則施行に必要な細則は理事会において定める。

附 則

第18条 本会則は平成9年5月10日より施行する。